

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。
本法は情報システム“PARAGRAPH”(https://online.zakon.kz/document/?doc_id=33740496&show_di=1#pos=3;-106)より
ダウンロードした露文資料に基づく。

カザフスタン共和国法 為替規制および為替管理について

(2020年1月1日現在での変更および追加を含む)

第1章 総則

- 第1条 本法で使用される主要概念および用語
- 第2条 本法の適用範囲
- 第3条 カザフスタン共和国為替法体系
- 第4条 為替規制および為替管理の目的および課題

第2章 為替規制

- 第5条 為替規制機関
- 第6条 居住者および非居住者の為替取引
- 第7条 居住者および非居住者の為替取引に係わる金銭の支払いおよび（または）送金
- 第8条 居住者および非居住者の口座
- 第9条 輸出または輸入に係わる自国通貨および（または）外国通貨の本国への資金還流の要求

第3章 国内為替市場

- 第10条 外国通貨の購入および（または）売却
- 第11条 外貨現金の両替取引
- 第12条 外貨現金との両替取引実施事業に対する要件

第4章 為替取引のモニタリング。為替取引および外国銀行口座に関する情報の提出

- 第13条 為替取引のモニタリング
- 第14条 資本移動に関する為替契約の登録
- 第15条 実施済み為替取引に関する通告
- 第16条 外国銀行の口座に関する通告
- 第17条 為替取引モニタリングのための情報提出

第5章 為替管理

- 第18条 為替管理機関、代行機関および対象
- 第19条 為替管理機関および代行機関の権限
- 第20条 為替管理の形態
- 第21条 個々の為替取引による金銭の支払いおよび送金への要求
- 第22条 制限的介入措置、監督対応措置および制裁
- 第23条 居住者および非居住者の義務

第6章 為替特別体制

- 第24条 為替特別体制

第7章 最終条項

- 第25条 カザフスタン共和国為替法体系への違反に対する責任
- 第26条 本法の施行手順

本法は為替取引の実施に関わる社会的諸関係を規制し、為替規制および為替管理の目的、課題を規定する。

第1章 総則

第1条 本法で使用される主要概念および用語

1 本法では以下の主要概念が使用される：

(第1号は、2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号により改定(2020年1月1日施行))

1) 両替所—外貨現金との両替取引を行うために特別に装備された場所であって、カザフスタン共和国中央銀行または金融市場・金融機関の規制・管理・監査管轄機関のライセンスもしくはカザフスタン共和国法に基づいて、カザフスタン共和国において外国通貨の両替取引を行う権限を有する管轄団体または管轄銀行が、これを設置する。

2) 為替資産：

外国通貨（外貨）；

額面価格が外貨で表示された有価証券および支払請求書；

カザフスタン共和国の非居住者が発行した、額面価格のない有価証券；

純金インゴット；

取引がカザフスタン共和国の居住者とカザフスタン共和国の非居住者との間、およびカザフスタン共和国の非居住者同士の間で行われ、資産がカザフスタン共和国から持ち出される（送金される）か、またはカザフスタン共和国に持ち込まれる（送金される）場合において、額面価格が自国通貨で表示された自国通貨、有価証券および支払請求書；

3) 為替取引：

所有権およびその他の為替資産に対する権利の移転、ならびに決済手段としての為替資産の使用に係わる取引；

為替資産のカザフスタン共和国への持ち込み、転送および送金、ならびに為替資産のカザフスタン共和国からの持ち出し、転送および送金；

為替資産の信託管理への移転；

仲介業務契約に基づく為替資産の移転；

4) 為替契約—為替取引がそれに基づいておよび（または）その履行のために行われるような、協定、設立文書およびその他の文書で、その変更および（または）追加を含む；

5) 登録番号—カザフスタン共和国中央銀行もしくは管轄銀行によって、為替契約または外国銀行の口座に付与され、為替取引に関する管理および報告を可能にするための識別番号；

6) 輸入—カザフスタン共和国非居住者によるカザフスタン共和国居住者への商品の引き渡し、カザフスタン共和国非居住者によるカザフスタン共和国居住者への知的財産に対する排他的権利の一部引渡し、カザフスタン共和国非居住者によるカザフスタン共和国居住者のための役務の履行、サービスの提供、資産の貸与；

7) 純金インゴット—精錬の結果として得られ、計量された標準インゴットの形で製造された金で、カザフスタン共和国法「貴金属および宝石について」に基づき、投資用の金と見なされる金；

8) 管轄銀行—カザフスタン共和国内に設立され、個々の種類の銀行取引（管轄団体を除く）を行う銀行および団体、ならびに顧客の委任によるものも含めて、為替取引を行う、カザフスタン共和国内で活動する外国銀行の支店；

(第9号は、2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号により改定(2020年1月1日施行))

9) 管轄団体—外貨現金との両替取引に係わるカザフスタン共和国中央銀行のライセンスに基づき、両替所を介してのみ事業を行う、銀行以外のカザフスタン共和国の金融機関；

10) 自国通貨：

カザフスタン共和国領内で流通し、合法的な支払手段として用いられる、カザフスタン共和国中央銀行の紙幣および硬貨の形をとる貨幣、および流通から除外された、または除外されるが、流通している貨幣に両替される貨幣；

カザフスタン共和国の貨幣単位で銀行口座にある金銭；

11) 外国通貨：

外国国家（国家グループ）領内で流通し、合法的な決済手段として用いられる、紙幣および硬貨の形をとる貨幣、および流通から除外された、または除外されるが流通している貨幣に両替される貨幣；

外国国家（国家グループ）の貨幣単位および国際通貨単位または計算単位で銀行口座にある金銭；

12) 外国銀行－外国国家の法令に基づいて設立された銀行およびその他の金融機関で、それらが登記された国家の法令に基づき、カザフスタン共和国の領外で銀行事業を行う；

13) 輸出－カザフスタン共和国居住者によるカザフスタン共和国非居住者への商品の引渡し、カザフスタン共和国居住者によるカザフスタン共和国非居住者への知的財産に対する排他的権利の一部引渡し、カザフスタン共和国居住者によるカザフスタン共和国非居住者のための役務の履行、サービスの提供、資産の貸与；

2. 為替取引を分類するために本法では以下の用語を用いる：

1) 資本参加：

法人、共同経営会社、コンソーシアムの定款資本金、資産への、株式、出資分担金、寄付および（または）議決権の形を含む出資；

定款資本金以外の法人の資本への出資；

2) 資本取引－カザフスタン共和国の居住者とカザフスタン共和国の非居住者との間で行われる、為替資産に対する所有権およびその他の権利の移転に伴う取引で、以下が含まれる：

金融貸付；

資本参加；

有価証券、出資分担金、金融派生商品取引；

カザフスタン共和国法により不動産と同一視される、または不動産と見なされる動産を除く、不動産に対する所有権の取得；

知的財産に対する排他的権利の全面的取得；

共同事業出資者としての義務の履行のため、ならびに信託管理、トラストのための金銭およびその他の資産の移転；

顧客から委任されて為替取引を行う、有価証券市場の職業的参加者に引き渡すために、顧客に帰属する金銭の管理および保管のための口座への金銭および金融商品の移転；

金銭およびその他の為替資産の無償譲渡；

3) 金融貸付：

輸出または輸入代金の前払い、延滞、分割払いの際に発生する債務を除く、貸付；

債務者の債務履行を担保するために引き渡される金銭；

商品（役務、サービス）の納入者および受取人（売手および買手）の金銭債権の譲渡に係わる融資；

商品（役務、サービス）の購入およびその他の取引に対する、第三者による融資、ならびに貸手に対する借手の債務の第三者による弁済で、その結果として、そのような融資を行い、かつ（または）債務を弁済した者に対する、債務を弁済してもらった者の、金銭およびその他の資産の返済に係わる債務が発生するもの；

カザフスタン共和国法により不動産と同一視される、または不動産と見なされる動産の貸与を除く、ファイナンスリース、不動産の貸与とその後の購入；

4) 外国金融機関－外国国家の法令に基づいて設立された外国の銀行およびその他の金融機関で、それら

の機関が登記された国家の法令に基づいて金融サービスの提供に係わる企業活動を行うもの；

5) 外国非金融機関－外国の法令に基づいて設立され、カザフスタン共和国領外に所在地を有する法人および法人形態になっていないその他の団体で、外国金融機関を除くもの。

本法においては、以下のものが商品およびサービスの輸入または輸出に係わる為替取引となる：

カザフスタン共和国非居住者が発行した電子マネーをカザフスタン共和国居住者が取得し、弁済する取引；

カザフスタン共和国居住者が発行した電子マネーをカザフスタン共和国非居住者が取得し、弁済する取引。

3. 本法ならびに為替規制および為替管理の分野のその他の法規文書においては、以下の者がカザフスタン共和国居住者（以下－居住者）と認められる：

外国の法令に従って付与された権利に基づいて外国に定住するカザフスタン共和国国民を除く、カザフスタン共和国国民；

カザフスタン共和国での定住許可に基づいて、カザフスタン共和国に定住する外国人および無国籍者；

カザフスタン共和国の法令に基づいて設立され、カザフスタン共和国内に所在地を有する法人（国際機関を除く）、ならびにその支店（駐在事務所）；

カザフスタン共和国内に所在地を有する国際機関で、その設立に関する国際条約により、居住者としての地位が定められている場合；

カザフスタン共和国の在外機関；

（第3項第7段落は2020年12月16日より施行される）

カザフスタン共和国の法令に基づいてカザフスタン共和国領内で銀行業務および（または）保険業務を行うことができる外国金融機関の支店；

カザフスタン共和国法典「税金およびその他の国庫への義務的納付について」（税法典）（以下－税法典）に基づき、カザフスタン共和国における外国非金融機関の常設機関である外国非金融機関の支店（駐在事務所）。ただし、本条第4項に基づき、カザフスタン共和国非居住者と認められる外国非金融機関の支店（駐在事務所）は除く。

4. 本法ならびに為替規制および為替管理の分野のその他の法規文書においては、以下の者がカザフスタン共和国非居住者（以下－非居住者）と認められる：

本条第3項に基づく居住者ではない個人；

外国の法令に基づいて設立され、カザフスタン共和国の領外に所在地を有する法人および法人形態になっていない機関、ならびに税法典に基づき、非居住者の常設機関となることがないような活動を行っている、カザフスタン共和国内にあるその支店（駐在事務所）；

カザフスタン共和国名義で外国機関との間で締結され、本法が施行される前に発効した協定の条件によりカザフスタン共和国為替法体系上の非居住者の地位が定められた外国非金融機関の支店；

国際機関。ただし、その機関に関する国際条約に別段の規定がない場合；

外国の外交およびその他の公式代表部。

カザフスタン共和国名義で外国機関との間で締結された協定の条件によりカザフスタン共和国為替法体系上の非居住者の地位が定められた外国非金融機関の支店（駐在事務所）のリストは、カザフスタン共和国政府令により定められる。

5. 本法で使用されているが、定義はされていない概念および用語については、それらがカザフスタン共和国法令で使用されている場合と同じ意味で使用される。

（第2条は2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号にしたがって変更された（2020年1月1日施行））

第2条 本法の適用範囲

本法はカザフスタン共和国領内で有効であり、カザフスタン共和国領内で為替取引を行う居住者および非

居住者に適用される。

カザフスタン共和国領外では本法は居住者に適用される。

カザフスタン共和国法「金融市場および金融機関の国家規制、管理および監査について」に基づいて導入された特別規制体制の枠内で活動を行う管轄団体およびその他の法人に対しては、本法および本法に基づいて採択される為替規制機関の法規文書の基準は、特別規制体制の条件によって定められた範囲内で適用される。

第3条 カザフスタン共和国為替法体系

1. カザフスタン共和国為替法体系は、カザフスタン共和国憲法に基づき、本法、その他のカザフスタン共和国法、カザフスタン共和国大統領令、ならびにカザフスタン共和国法令で定められた権限に基づいて発布された為替規制機関および為替管理機関の法規文書で構成される。

2. カザフスタン共和国の国際条約の規定は本法第2条に定める諸関係に直接適用される。ただし、カザフスタン共和国の国際条約が、これらの規定を適用するためにはカザフスタン共和国法規文書の採択（発布）が必要であると定めている場合を除く。

カザフスタン共和国が批准した国際条約が、本法に定めるものとは異なる規則を定めている場合には、国際条約の規則が適用される。

第4条 為替規制および為替管理の目的および課題

1. 為替規制の目的はカザフスタン共和国の持続的な経済成長達成および国際協力発展に係わる国家政策の促進、カザフスタン共和国の国際収支の持続可能性、国内為替市場の安定性、経済安全の保障である。

為替規制の課題は以下の通りである：

- 1) カザフスタン共和国における為替資産の流通手順の規定；
- 2) カザフスタン共和国の世界経済への一層の統合の促進；
- 3) カザフスタン共和国の為替取引、国際金融資産および債務に関する情報基盤の確立。

2. 為替管理の目的は、居住者および非居住者が為替取引を行う際にカザフスタン共和国為替法体系の遵守を徹底することである。

為替管理の課題は以下の通りである：

- 1) 実施される為替取引のカザフスタン共和国為替法体系への適合性の判定；
- 2) 為替取引による金銭の支払および（または）送金の妥当性ならびにそれを実施するために必要な文書の存在の確認；
- 3) 為替取引に関する会計および報告書の十全性、適時性および客観性の検査。

第2章 為替規制

第5条 為替規制機関

1. カザフスタン共和国における為替規制の主要機関はカザフスタン共和国中央銀行である。
2. カザフスタン共和国政府および国家機関は自らの権限の範囲内で為替規制を実施する。
3. カザフスタン共和国政府およびカザフスタン共和国中央銀行は本法に基づき、自らの権限の範囲内において、居住者および非居住者が履行すべき法規文書を発布する。

為替規制に関して国家機関が策定した、法に準ずる法規文書草案は、カザフスタン共和国中央銀行の同意を得なければならない。

4. カザフスタン共和国中央銀行は為替規制の主要機関として以下を承認する：
 - 1) カザフスタン共和国における為替取引実施規則；

(第2号は2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号にしたがって変更された(2020年1月1日施行))

- 2) カザフスタン共和国における外貨現金両替取引実施規則；
 - 3) カザフスタン共和国における輸出入為替管理実施規則；
 - 4) カザフスタン共和国における為替取引モニタリング規則；
 - 5) カザフスタン共和国において活動を行う外国非金融機関の支店(駐在事務所)による情報提出規則；
 - 6) カザフスタン共和国の国内為替市場における需要・供給源のモニタリング規則。
5. カザフスタン共和国中央銀行およびカザフスタン共和国財務省は居住者および非居住者とあらゆる種類の為替取引を無制限に行う。
6. 為替取引に係わる会計および報告書の書式、ならびにその提出手順および期限はカザフスタン共和国中央銀行と管轄国家機関の権限に基づき、両者の合意によりカザフスタン共和国中央銀行が定める。

第6条 居住者および非居住者の為替取引

1. カザフスタン共和国領内における居住者同士の為替取引は禁止される。ただし、以下を実施する場合を除く：

- 1) 取引の当事者の一方がカザフスタン共和国中央銀行、カザフスタン共和国財務省、ならびにカザフスタン共和国の在外機関である場合の取引；
- 2) 取引の当事者の一方が、カザフスタン共和国法、または本法が施行される前に採択されたカザフスタン共和国大統領の命令文書により居住者との為替取引を行う権利を付与されていた場合の取引；

(第3号は2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号にしたがって変更された(2020年1月1日施行))

- 3) カザフスタン共和国中央銀行、ならびに金融市場・金融機関規制・管理・監査管轄機関のライセンス、またはカザフスタン共和国法に基づき、管轄銀行および管轄団体が行う銀行取引およびその他の取引と見なされる為替資産取引；
- 4) 為替取引の実施に係わる銀行業務の代金支払い；
- 5) 額面価格が外国通貨で表示された有価証券の購入、売却、報酬の支払および(または)有価証券の償還に係わる取引；
- 6) 為替資産を委託者に返還するための取引を含む、受託者が非居住者との間で輸出または輸入に関する契約を締結し、履行することに係わるサービスを提供する際の受託者と委託者との取引；
- 7) 純金インゴットを自国通貨で購入および(または)売却する場合の取引；
- 8) 金銭的債務の履行を目的とした、外国通貨で表示された手形の引渡し；
- 9) 免税店での商品販売の際、ならびに国際便運航の途中で乗客に商品を販売し、サービスを提供した際の決済に係わる取引；
- 10) 外国の団体の支店(駐在事務所)間での取引；
- 11) カザフスタン共和国領外へ出張に係わる、交際費を含む個人の経費を支払う際の取引、ならびにカザフスタン共和国領外へ出張に際して支給されたが、支出されなかった前払金を償還する際の取引；
- 12) 個人から、個人および定款に定める活動が慈善事業の実施である法人への、金銭の無償送金または為替資産の無償譲渡；
- 13) 個人による他の個人のための銀行預金への入金；
- 14) 仲介業務契約の履行および停止に関連して、顧客の委任を受けて為替取引を行う有価証券市場の職業的参加者と、個人または法人間での、金銭および金融商品の管理と保管のための口座からの(口座への)顧客に帰属する金銭および金融商品の引渡しに係わる取引；
- 15) 税法典に定める場合において、税金の納付およびその他の国庫への義務的支払に係わる取引；
- 16) 税法典に基づいて地下資源利用者によって納税義務履行のために現物で引き渡される鉱物の、国家名

義の受取人としての、当該鉱物の輸送、保管および売却に係わる取引；

(第17号は2019年4月3日付カザフスタン共和国法第243-VI号により変更された)

17) ユーラシア経済連合の関税区域と全面的または部分的に範囲が重複している経済特区内で取引が行われる場合において締結され、履行される取引に係わる商品、役務およびサービスに対する個人の支払。

2. 居住者と非居住者との為替取引は自国通貨および（または）外国通貨で行われる。

参照：2019年10月3日付カザフスタン共和国労働・社会保障大臣回答No.363732 (enbek.gov.kz) 「外国人の給与を外貨で設定することは認められない」

3. 非居住者は、カザフスタン共和国の為替法体系に基づき、カザフスタン共和国内に所在地を有する自分の支店（駐在事務所）との間であらゆる為替取引に係わる金銭を自由に受領し、送金することができる。

4. 非居住者はカザフスタン共和国の為替法体系に基づき、預金、有価証券、貸付およびその他の、居住者との為替取引で受領した配当金、報酬およびその他の収入を自由に受け取り、送金することができる。

5. カザフスタン共和国内での非居住者同士の為替取引はカザフスタン共和国為替法体系に基づき、無制限で行うことができる。

6. 国際金融センター「アスタナ」内で金融および専門サービスを提供することと関連した為替取引の実施条件および手順は、カザフスタン共和国中央銀行との合意の下で、国際金融センター「アスタナ」の文書により定める。

7. 居住者と非居住者との為替取引の実施に係わる要求が本法に規定されていない場合には、当該取引はカザフスタン共和国為替法体系に基づき、無制限で行われる。

8. 為替資産のカザフスタン共和国への持ち込みおよびカザフスタン共和国からの持ち出しは、ユーラシア経済連合および（または）カザフスタン共和国の関税法を遵守するという条件で、居住者および非居住者によって制限なく行われる。

第7条 居住者および非居住者の為替取引に係わる金銭の支払および（または）送金

1. 居住者および非居住者の為替取引に係わる金銭の支払および（または）送金はカザフスタン共和国為替法体系に定める手順により管轄銀行の銀行口座を経由して行われる。

管轄銀行の銀行口座を開設および（または）利用することなく以下を行うことができる：

1) カザフスタン共和国内での自国通貨による個人の金銭の支払および（または）送金、ならびに個人のための金銭の支払および（または）送金；

2) 本条第4項に定める場合における個人の金銭の送金；

3) 免税店での商品販売の際、ならびに国際便運航の途中で乗客に商品を販売し、サービスを提供した際の決済；

4) 管轄銀行との間で、ならびに管轄銀行の両替所で行われる自国通貨現金および外国通貨現金による個人の取引；

5) 法人および外国の団体の支店（駐在事務所）による従業員への給与の支払；

6) カザフスタン共和国領外への出張に係わる、交際費を含む個人の経費を支払う際の取引、ならびにカザフスタン共和国領外への出張に際して支給されたが、支出されなかった前払金を償還する際の取引；

7) 個人と、国際便運航のために開設された空港、港、国境検問所における税関の管理下で活動を行う非居住者たる法人との間での支払い；

8) カザフスタン共和国領内の空港および海港での外国船舶（航空機）の運航に対する非居住者と居住者との間での支払、ならびに航空管制業務、空港事業サービス、国際便の運航に係わる海港のサービスに対する非居住者による支払；

9) 居住者と、カザフスタン共和国領内で活動を行う非居住者との間における、支払および支払システムに関するカザフスタン共和国法に定める金額の範囲内での自国通貨による支払；

10) 小切手、手形を発行（引渡し）することによる支払；

(第11号は2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号により変更された(2020年1月1日施行))

11) 外貨現金との両替取引を行う目的での、管轄銀行と管轄団体との間での外貨現金の購入および(または)売却;

(第12号は2019年4月3日付カザフスタン共和国法第243-VI号により変更された)

12) ユーラシア経済連合の関税区域と全面的または部分的に範囲が重複している経済特区内で取引が行われる場合において締結され、履行される取引に係わる商品、役務およびサービスに対する個人の支払;

13) カザフスタン共和国の領外で居住者である個人、カザフスタン共和国の在外機関が行う為替取引に係わる金銭の支払および(または)送金;

14) 本法に定める場合において、その定める手順により居住者が開設した外国銀行の口座を経由した、非居住者との取引に係わる金銭の支払および(または)送金、ならびに外国銀行内の管轄銀行コルレス口座を経由した支払および(または)送金;

15) カザフスタン共和国における為替取引実施規則に定める場合において、居住者の義務履行のために非居住者によって行われる、外国銀行内の非居住者の口座からの送金;

(第2項は2019年4月3日付カザフスタン共和国法第243-VI号により変更された)

2. カザフスタン共和国領内(ユーラシア経済連合の関税区域と全面的または部分的に範囲が重複している経済特区領内を除く)で為替取引を行う際に、法人および外国団体の支店(駐在事務所)が受け取る外貨現金は管轄銀行内の銀行口座に振り込まれるものとする。

居住者および非居住者による管轄銀行内の銀行口座での、外貨現金の引出、預入、利用に係わる取引の実施手順はカザフスタン共和国における為替取引実施規則に定める。

3. 資本の移動取引に係わる金銭の支払および(または)送金、ならびに本法に基づき登録番号の取得が必要とされる為替契約に係わる金銭の支払および(または)送金は、銀行口座を経由する方法でのみ、これを行う。

4. 個人は管轄銀行に銀行口座を開設および(または)利用することなく、カザフスタン共和国中央銀行が定める金額の範囲内において、為替取引に係わる以下の送金を行うことができる:

1) カザフスタン共和国領内において、カザフスタン共和国からカザフスタン共和国への無償送金;

2) カザフスタン共和国領内において、カザフスタン共和国からカザフスタン共和国への罰金、税金およびその他の国家への義務的支払のための送金;

3) 個人による企業活動の実施とも、本法に基づき登録番号の取得が必要とされる為替取引とも関係ない、カザフスタン共和国からカザフスタン共和国へのその他の送金;

個人が管轄銀行に銀行口座を開設および(または)利用することなく送金を行う手順は、銀行口座を開設および(または)利用しない場合の送金限度額を含め、カザフスタン共和国における為替取引の実施規則に定める。

第8条 居住者および非居住者の口座

1. 居住者は本法第16条の規定を遵守すれば、制限なく外国銀行に口座を開設できる。

2. 居住者および非居住者は、カザフスタン共和国領内において管轄銀行に自国通貨および(または)外国通貨で制限なく銀行口座を開設することができる。

3. 非居住者はカザフスタン共和国領外の自分の口座から管轄銀行の自分の口座に、また、管轄銀行の自分の口座からカザフスタン共和国領外の自分の口座に、自国通貨および(または)外国通貨を自由に送金できる。

第9条 輸出または輸入に係わる自国通貨および(または)外国通貨の本国への資金還流に関する要求

1. 輸出または輸入に係わる自国通貨および(または)外国通貨の本国への資金還流とは、管轄銀行の銀行口座への以下の入金のことである:

1) 輸出による自国通貨および（または）外国通貨での売上金；
2) 非居住者による義務の不履行または履行が不完全であった場合における、居住者が輸入に係わる決済のために非居住者に送金済みであった自国通貨および（または）外国通貨。

2. 居住者（外国団体の支店（駐在事務所）を除く）は輸出または輸入に関する為替契約に定める期限内に自国通貨および（または）外国通貨を本国に還流させなければならない。

居住者（外国団体の支店（駐在事務所）を除く）が本国への資金還流の要求を履行する期限（以下「本国への資金還流期限」）は、輸出または輸入に関する為替契約当事者による義務の履行条件に基づき、カザフスタン共和国における輸出入為替管理実施規則に定める手順で、設定される。

本国への資金還流の要求が課される、輸出または輸入に関する為替契約の条件には、非居住者による義務履行期限を設定しなければならない。輸出または輸入に関する為替契約を扱う管轄銀行は居住者に対して本国への資金還流期限を確認するよう求めることができる。

本国に還流されるべき、外国銀行の口座に入金されている自国通貨および（または）外国通貨は本国への資金還流期限が満了するまでに管轄銀行の居住者（外国団体の支店（駐在事務所）を除く）の口座に送金されるものとする。

3. 本国への資金還流の要求は以下の場合において部分的に、または完全に履行されたものと見なされる：

1) 非居住者から供与された金融貸付の条件に基づいて居住者の義務を担保すること、または、外国に開設した居住者の支店（駐在事務所）の活動を担保することを目的とした、外国銀行の居住者の口座への、自国通貨および（または）外国通貨の入金；

2) カザフスタン共和国の領外での展示会、スポーツ、文化、その他の同様のイベントを開催した際に、その実施期間中の経費を補填するために居住者が受け取った外貨の使用；

3) 外国の領内での港湾、その他の手数料の支払、ならびにカザフスタン共和国の領外にある輸送機関の輸送車両およびその旅客のサービスに係わる経費、ならびにカザフスタン共和国の領外にある当該輸送機関の支店（駐在事務所）の活動を維持するための経費の支払を目的とした、居住者である輸送機関の外国銀行口座への外貨での売上金の入金；

4) 輸出または輸入に関する為替契約に基づく反訴を相殺することによる非居住者の債務の消滅；

5) 居住者と非居住者との間に存在した当初の債務と、他の対象または履行方法を定めた両者の他の債務とを交換したことによる、非居住者の債務の消滅；

6) 非居住者による義務不履行リスク保険契約に基づく、保険事故が発生した場合の保険金の受領。

4. 居住者が別の居住者に対して、非居住者への請求権を譲渡した場合、所定の期限内に輸出または輸入に係わる本国へ資金を還流する義務は、請求権を譲渡された居住者に移転する。

本国への資金還流の請求が適用される輸出または輸入に関する為替契約については、居住者が非居住者に、他の非居住者に対する自らの請求権を無償譲渡してはならない。

5. カザフスタン共和国中央銀行は、居住者（外国団体の支店（駐在事務所）を除く）による本国への資金還流の要求の履行を監督する目的で、輸出または輸入に関する個々の為替契約の枠内で、他の為替管理機関および代行機関と共同して、金銭の移動およびその他の義務の履行のモニタリングを行う。

上記のモニタリングを目的として、輸出または輸入に関する為替契約を取り扱う管轄銀行はその契約に登録番号を付与する。その後、為替取引監督機関に輸出または輸入に関する為替契約に関する報告書を提出する際にはその登録番号を明記する。

6. 輸出または輸入に関する為替契約の登録番号の取得、当該契約に係わる金銭の移動およびその他の義務履行のモニタリングの手順（報告書提出の書式および期限、自国通貨および（または）外国通貨の本国への資金還流の期限および（または）条件に影響を与える義務および（または）事態の発生、履行および停止を確認する書類の提出期限を含む）、ならびに輸出または輸入に関する為替契約の限度額を含む条件および基準（これらが満たされる場合に、輸出または輸入に関する為替契約は本国への資金還流請求実施の監督対

象になる)、および本国への資金還流請求の例外はカザフスタン共和国輸出入為替管理実施規則によって定められる。

第3章 国内為替市場

第10条 外国通貨の購入および（または）売却

1. カザフスタン共和国の国内為替市場は、本法に基づきカザフスタン共和国領内で行われる外国通貨の購入および（または）売却取引の実施に係わる居住者と非居住者との諸関係の総体として規定される。

(第2項は、2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号により改定(2020年1月1日施行))

2. 金融市場・金融機関の規制・管理・監査管轄機関が交付したライセンスまたはカザフスタン共和国法に基づき、外貨との両替取引を行う権限を有する管轄銀行はカザフスタン共和国国内および外国で外貨を売却および（または）購入することができる。

3. 法人および外国団体の支店（駐在事務所）（管轄銀行を除く）は、カザフスタン共和国での為替取引実施規則に定める手順で、カザフスタン共和国内の管轄銀行の銀行口座を経由し、キャッシュレスで外貨を購入および（または）売却する。

管轄団体は、管轄銀行との間で相互に締結した契約に基づき、自らの事業の目的のために外貨現金の購入および（または）売却取引を行うことができる。

4. カザフスタン共和国における、個人による外貨現金または自国通貨現金での別の外貨現金の購入および（または）売却は、両替所経由のみで行う。

5. カザフスタン共和国中央銀行は、カザフスタン共和国の国内為替市場での需要・供給源および購入された外貨の使用目的のモニタリングを行う。

管轄銀行は、カザフスタン共和国中央銀行に対して、カザフスタン共和国の国内為替市場での需要・供給源および購入された外貨の使用目的に関する情報を提出する。

カザフスタン共和国の国内為替市場での需要・供給源および購入された外貨の使用目的に関する情報の管轄銀行による提出の手順は、報告書提出の書式および期限を含め、カザフスタン共和国国内為替市場での需要・供給源モニタリング規則に定める。

6. カザフスタン共和国中央銀行は、カザフスタン共和国国内為替市場における自国通貨での外貨の購入の目的および申告された目的での使用の確認に係わる、居住者たる法人（管轄銀行を除く）に対する要求を定める。

7. カザフスタン共和国国内為替市場でのキャッシュレス外貨の購入および（または）売却手順、カザフスタン共和国国内為替市場における自国通貨での外貨購入の目的および当該目的通りの使用の確認に関する、居住者たる法人（管轄銀行を除く）への要求、ならびに購入限度額（この値を超過した場合に当該要件が適用される）は、カザフスタン共和国における為替取引実施規則に定める。

第11条 外貨現金の両替取引

(第1項は、2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号により改定(2020年1月1日施行))

1. カザフスタン共和国における外貨現金との両替取引は、外貨現金または自国通貨現金での他の外貨現金の購入および（または）売却を含め、カザフスタン共和国中央銀行、金融市場・金融機関規制・管理・監査管轄機関のライセンスまたはカザフスタン共和国法に基づき、外貨現金との両替取引を行う権限を有する管轄団体または管轄銀行によって行われる。それ以外の者はカザフスタン共和国国内において、外貨現金の購入および（または）売却に係わる金融サービスを提供することはできない。

(第2項は2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号により変更された(2020年1月1日施行))

2. 両替所での外貨現金の購入および（または）売却手順、外貨現金または自国通貨現金での他の外貨現

金の購入および（または）売却レートの設定手順は、カザフスタン共和国における外貨現金との両替取引実施規則に定める。

3. カザフスタン共和国中央銀行は、両替所を経由して行われる取引における自国通貨現金での外貨現金の売却レートと購入レートとの差の限度を設定することができる。外貨の種類およびそれに対応した売買レート差の限度はカザフスタン共和国中央銀行が定める。

（第12条表題は、2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号により改定（2020年1月1日施行））

第12条 外貨現金との両替取引実施事業に対する要件

（第1項は2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号にしたがって変更された（2020年1月1日施行））

1. 金融市場・金融機関規制・管理・監査管轄機関のライセンスまたはカザフスタン共和国法に基づき、外貨現金との両替取引を実施する権限を有する管轄銀行は、両替所の事業の開始および停止についてカザフスタン共和国中央銀行に通告する。

管轄銀行は、両替所が取引の実施を開始する日までに両替所の事業の開始について通告しなければならない。カザフスタン共和国中央銀行は通告日から3営業日以内に管轄銀行に対して通告の受領を確認する。

（第2項は2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号にしたがって変更された（2020年1月1日施行））

2. 管轄団体は、カザフスタン共和国中央銀行が交付した、外貨現金との両替取引に係わるライセンスおよび管轄団体の各両替所に交付された当該ライセンス付属書に基づき、事業を実施する。

管轄団体は自らの両替所を経由して、カザフスタン共和国中央銀行が製造した純金インゴットの購入および（または）売却取引を実施することができる。

管轄団体は他の法人の定款資本金に出資してはならない。

（第3項は2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号にしたがって変更された（2020年1月1日施行））

3. 管轄団体に対しては、管轄団体の資本金への出資金の出処の開示を含む、設立人（出資者）に対する要件、組織・法的形態、定款資本金の金額およびその形成手順、ならびに両替所の建物、設備および従業員に対する要件などの資格要件が課せられる。

（第4項は2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号にしたがって変更された（2020年1月1日施行））

4. 外貨現金との両替取引に係わるカザフスタン共和国中央銀行のライセンスおよび（または）その付属書を取得するには、管轄団体は両替所を設置するためのスペースを有していなければならない。

ライセンスおよび（または）その付属書を取得するためには、管轄団体はカザフスタン共和国法「許可および通告について」に定める書類以外に、外貨建て口座の存在に関する管轄銀行の証明書をカザフスタン共和国中央銀行に提出しなければならない。

書類はカザフスタン共和国における外貨現金との両替取引実施規則に定める条件および手順に従って提出する。

（第5項は2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号にしたがって変更された（2020年1月1日施行））

5. 外貨現金との両替取引に係わるカザフスタン共和国中央銀行のライセンス（その付属書を含む）の交付、またはライセンス（その付属書を含む）の交付拒否は、管轄団体が本法およびカザフスタン共和国法「許可および通告について」に定める全ての書類および情報を提出した日から20営業日以内に行う。

現行ライセンスへの付属書の交付、ライセンスおよび（または）その付属書の再交付またはそのような書類の交付拒否は、本法およびカザフスタン共和国法「許可および通告について」に定める全ての書類および情報を提出した日から10営業日以内に行う。

ライセンスおよび（または）その付属書の交付、再交付を拒否する場合には、申請人に対して根拠を付した回答を送付する。

6. ライセンスおよび（または）その付属書の交付、再交付を拒否する場合の根拠は以下の通りである：

1) 本法およびカザフスタン共和国法「許可および通告について」に定める全ての書類および情報が提出されていない；

2) 申請人および（または）提出された書類および（または）情報が、本法ならびにカザフスタン共和国法「許可および通告について」に定める要件に適合していない。

（第7項は2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号にしたがって変更された（2020年1月1日施行））

7. 管轄団体の資格要件を含む同団体のライセンス交付手順、両替所の事業の開始または停止に関する管轄銀行の通告手順、外貨現金との両替取引の実施に係わる事業への要件、両替所の稼働条件ならびにカザフスタン共和国中央銀行が供給した純金インゴットの購入および（または）売却取引の実施手順、ならびに管轄銀行および管轄団体による報告書提出の書式および期限は、カザフスタン共和国における外貨現金との両替取引実施規則に定める。

第4章 為替取引のモニタリング 為替取引および外国銀行口座に関する情報の提出

第13条 為替取引のモニタリング

1. 為替取引のモニタリングは、カザフスタン共和国中央銀行が、為替取引に係わる金銭の支払および（または）送金を行う居住者たる為替取引参加者および管轄銀行から為替取引および外国銀行の口座に関する情報を入手することによって行う。

為替取引のモニタリングのためにカザフスタン共和国中央銀行は以下を行う：

1) 資本移動取引がそれに基づいておよび（または）その履行のために行われるような為替契約（以下「資本移動に係わる為替契約」）の登録を行い、その契約に基づいて行われる為替取引およびその契約に係わる非居住者に対する要件、および非居住者に対する義務に関する情報を入手する；

2) 為替取引に関連して行われた金銭の支払および（または）送金に関する情報を含め、実施された為替取引に関する通告を受領する；

3) 居住者（銀行および外国団体の支店（駐在事務所）を除く）が開設した外国銀行の口座に関する通告を受領し、これらの口座の登録を行う。

4) カザフスタン共和国で活動を行う外国の非金融機関の支店（駐在事務所）から定期的に情報を入手する。

2. 為替取引のモニタリング体制を整え実施するために、カザフスタン共和国中央銀行または管轄銀行は、本法に定める場合において、為替取引がそれに基づいておよび（または）その履行のために行われるような為替契約、ならびに外国銀行内の居住者（銀行および外国団体の支店（駐在事務所）を除く）の口座に登録番号を付与する。カザフスタン共和国中央銀行は、資本移動に関する為替契約、外国銀行内の居住者（銀行および外国団体の支店（駐在事務所）を除く）の口座、その口座を通じて決済が行われるような輸出または輸入に関する為替契約に登録番号を付与する。管轄銀行は輸出または輸入に関する為替契約（本契約に係わる決済が管轄銀行の口座を経由して行われる）に登録番号を付与する。

輸出および輸入の実施を行うことを想定している資本移動に関する為替契約の決済が管轄銀行の銀行口座を経由して行われる場合には、居住者（管轄銀行および外国団体の支店（駐在事務所）を除く）は管轄銀行にこのような為替契約への登録番号の付与を依頼する。

3. 為替契約に登録番号を付与する際に、カザフスタン共和国中央銀行または管轄銀行は、為替契約の当

事者である居住者に対して、提出済みの為替契約の写しに追加して以下の情報および（または）文書を要求することができる：

- 1) 識別データ、登録国、為替契約当事者の他の為替契約当事者の資本への出資に関する情報を含む、為替契約当事者に関する情報；
- 2) 為替契約の必須事項および金額、為替契約の通貨、当該契約に係わる決済、為替契約の義務履行完了日を含む、口座に関する情報；
- 3) 取引に係わる決済を行う口座に関する情報；
- 4) 為替契約と当事者が行った同契約の変更および（または）追加、取引の実施に係わる、為替契約当事者のその他の文書。

第14条 資本移動に関する為替契約の登録

1. 資本移動に関する為替契約の登録は、この契約に登録番号を付与し、その後、居住者である資本移動に関する為替契約の当事者が契約に関する情報および報告書に登録番号を付記してカザフスタン共和国中央銀行に提出することにより行われる。

登録の要求は、居住者（管轄銀行および外国団体の支店（駐在事務所）を除く）が当事者になっている資本移動に関する為替契約に課される。

2. 資本移動に関する為替契約の当事者である居住者（管轄銀行および外国団体の支店（駐在事務所）を除く）は、カザフスタン共和国中央銀行に対して、契約当事者のいずれかが同契約の義務の履行を開始するまでに、資本移動に関する為替契約への登録番号付与を依頼する。

居住者が資本移動に関する為替契約の義務を履行するよりも前に、非居住者から居住者への資産の引渡し（入金）が発生する場合には、資産が居住者に引き渡され（入金され）、（または）入金した金銭が管轄銀行内の居住者の口座に繰り込まれる前に、資本移動に関する為替契約への登録番号の付与を依頼する。

資本移動に関する為替契約の変更および（または）追加の結果、同契約が登録対象としての基準および条件に適合するようになった場合、変更および（または）追加がなされた資本移動に関する為替契約への登録番号の付与は、変更および（または）追加がなされた資本移動に関する為替契約の当事者双方が契約上の義務の履行を開始する前に行われる（資本移動に関する為替契約の変更および（または）追加の後に非居住者が義務の履行が開始されていた場合には、資産が居住者に引き渡される（入金される）前に登録番号の付与を行う）。

登録されるべき資本移動に関する為替契約に基づく、管轄銀行の銀行口座を経由しての金銭の支払および（または）送金は、登録番号がある場合にのみ行われる。

3. 資本移動に関する為替契約の登録のために居住者（管轄銀行および外国団体の支店（駐在事務所）を除く）はカザフスタン共和国中央銀行に以下を提出する：

- 1) 居住者の識別番号を明記した申告書。個人の場合には身分証明書の写しを添付する；
- 2) 資本移動に関する為替契約、ならびに資本移動に関する契約の義務に係わる変更および（または）追加の写し。

カザフスタン共和国中央銀行は上記の文書の原本、ならびに資本の移動取引の実施に関するその他の文書および（もしくは）情報、ならびに（または）提出された文書で引用されているその他の文書および（または）情報を参照するためにこれらについて照会することができる。

外国語で作成された文書はカザフ語またはロシア語訳を添付してカザフスタン共和国中央銀行に提出する。

資本移動に関する為替契約への登録番号の付与は、本項に定める全ての文書および情報を提出した日から5営業日以内に行われる。

4. カザフスタン共和国中央銀行、カザフスタン共和国財務省が当事者となる資本移動に関する為替契約には登録の要求は課されない。

5. 居住者（管轄銀行および外国団体の支店（駐在事務所）を除く）による資本移動に関する為替契約の

登録番号の取得手順、居住者による義務の発生、履行および停止を確認する文書提出の期限、資本移動に関する為替契約に係わる金銭の移動およびその他の義務履行のモニタリングの手順（当該契約の当事者である管轄銀行および居住者による報告書提出の書式および期限を含む）、資本移動に関する為替契約の限度額を含む条件および基準（これらを満たす場合に資本移動に関する為替契約は登録の対象になる）、および登録手順の例外はカザフスタン共和国における為替取引モニタリング規則によって定められる。

6. 本条の要求は、国際金融センター「アスタナ」加入者が同センター内で行う為替取引には適用されない。

第15条 実施済み為替取引に関する通告

1. 実施済み為替取引に関する通告は、顧客からの委任により行われる取引も含めて、管轄銀行がカザフスタン共和国中央銀行に送付する報告書という形で行う。

2. 管轄銀行は、金額が限度額と同じか、それを上回った実施済み為替取引について、金銭の支払および（または）送金を実施された際に受領した情報に基づき、通告する。

居住者または非居住者である顧客は、限度額と同じか、それを上回る金額の為替取引による金銭の支払および（または）送金を行うために、管轄銀行に以下の情報を提出する：

1) 支払書類上の振込人および受取人の登録国（これらのデータが支払書類に記載されているものと合致しない場合）；

2) 社内送金であることを示す情報（法人が自社の部門と行う取引、または一つの法人の社内部門間で行われる取引）；

3) 金銭の支払および（または）送金を行う際の為替取引コード。

顧客が居住者である場合、それを根拠としておよび（または）その履行のために為替取引による金銭の支払および（または）送金が行われるような為替契約に関する以下の情報を追加して提出する：

1) 為替契約による金銭の振込人および受取人に関する情報（支払書類に記載されている振込人および受取人と合致しない場合）；

2) 為替契約による金銭の振込人および受取人の登録国（支払書類に記載されている振込人および受取人と合致しない場合）；

3) 為替契約の必須事項および為替契約の登録番号（それがあある場合）。

本項に記載された為替取引による金銭の支払および（または）送金に関する情報は、顧客が管轄銀行に提出するか、もしくは管轄銀行が、顧客が提出した文書および（または）情報に基づいて自主的に記載する。管轄銀行は為替管理代行機関として、為替取引コードおよび本項で定めたその他の情報が正しいことを保障する。

通告義務のある為替取引による金銭の支払および（または）送金限度額、為替取引コード、本項に記載された情報の提出手順は、カザフスタン共和国における為替取引実施規則に定める。

3. 管轄銀行による為替取引に関する通告手順は、報告書提出の書式および期限を含め、カザフスタン共和国における為替取引モニタリング規則に定める。

情報リスト、および国際金融センター「アスタナ」加入者の委託により為替取引を行う管轄銀行によるその提出手順に対する要求は、カザフスタン共和国中央銀行との合意により国際金融センター「アスタナ」の文書に定める。

4. カザフスタン共和国中央銀行は為替取引の実施状況の確認のために、為替管理代行機関、または通告に含まれる支払および（または）送金に係わる居住者たる振込人、または居住受取人に対して、それに基づいておよび（または）その履行のために支払および（または）送金が行われるような為替契約の写し、ならびに同契約に関するその他の情報を要求することができる。

5. 本条の要求は、国際金融センター「アスタナ」加入者が同センター内で行う為替取引には適用されない。

第16条 外国銀行の口座に関する通告

1. 居住者たる法人（銀行および外国団体の支店（駐在事務所）を除く）は外国銀行に口座を開設するに当たって、この口座を利用して取引を行う前に、カザフスタン共和国中央銀行にこの口座の登録番号付与について依頼することによって口座開設について通告する。

居住者たる法人（銀行および外国団体の支店（駐在事務所）を除く）は、外国銀行に開設された口座を利用して行われる取引に関する情報を、登録番号を明記して、カザフスタン共和国中央銀行に提出する。

外国銀行の口座に登録番号を付与するために、居住者たる法人（銀行および外国団体の支店（駐在事務所）を除く）は、事業識別番号を記載した申請書および口座の必須事項を記載した外国銀行の文書の写しを提出する。

登録番号が付与された外国銀行の口座の必須事項を変更する場合、またはこの口座を閉鎖する場合、居住者たる法人（銀行および外国団体の支店（駐在事務所）を除く）は、所定の期限内にその旨をカザフスタン共和国中央銀行に通告する。

2. 個人居住者は外国銀行の口座についてカザフスタン共和国中央銀行に通告しない。個人による外国銀行の自分の口座からの送金についての通告は、このような送金を行う管轄銀行が行う。

3. 居住者たる法人（銀行および外国団体の支店（駐在事務所）を除く）が外国銀行内の口座の登録番号を付与される手順、居住者たる法人が外国銀行の口座の必須事項を変更、またはこの口座を閉鎖する件に関して通告（この口座からの金銭の移動に関する報告書提出の書式および期限を含む）する手順、管轄銀行が個人の送金に関する報告書を提出する手順は、カザフスタン共和国における為替取引モニタリング規則に定められる。

4. 本条の要求は、国際金融センター「アスタナ」加入者には適用されない。

第17条 為替取引モニタリングのための情報提出

1. カザフスタン共和国で1年以上にわたって活動している外国の非金融機関の支店（駐在事務所）は、カザフスタン共和国中央銀行に対して、カザフスタン共和国中央銀行の照会によるものも含めて、居住者および非居住者との取引に関する情報を報告書という形で提出する。

外国の非金融機関の支店（駐在事務所）による情報の提出手順（報告書提出の書式および期限、ならびに外国の非金融機関の支店（駐在事務所）による報告書の提出対象となる業種を含む）は、カザフスタン共和国で活動を行う外国の非金融機関の支店（駐在事務所）による情報提出規則に定める。

2. 国際金融センター「アスタナ」の文書には、カザフスタン共和国中央銀行との合意により、実施される為替取引に関する情報の提出について国際金融センター「アスタナ」加入者に課される要求、ならびに国際金融センター「アスタナ」諸機関とカザフスタン共和国中央銀行との情報連携の手順を定める。

（参照：2019年4月10日付カザフスタン共和国中央銀行理事会決定第64号「カザフスタン共和国における為替取引モニタリング規則の承認について」）

第5章 為替管理

第18条 為替管理機関、代行機関および対象

1. カザフスタン共和国における為替管理はカザフスタン共和国政府、カザフスタン共和国中央銀行、その他の為替管理機関および代行機関が、本法およびカザフスタン共和国法令に基づいて行う。

2. カザフスタン共和国における為替管理機関とは、カザフスタン共和国の法令に定める権限に基づくカザフスタン共和国中央銀行およびその他の国家機関である。

為替管理代行機関とは、管轄銀行、管轄団体、および顧客の委託を受けて為替取引を行う有価証券市場の職業的参加者である。

3. カザフスタン共和国における為替管理は為替取引を行う金融機関を含む居住者、ならびにカザフスタン共和国内で為替取引を行う非居住者（以下―為替管理対象）に対して行う。

金融機関に対する為替管理はカザフスタン共和国中央銀行が行う。その他に対する為替管理はカザフスタン共和国中央銀行が他の為替管理機関と共同でその権限の範囲内で行う。

4. カザフスタン共和国中央銀行は他の為替管理機関と連携するとともに、為替管理代行機関と他の為替管理機関との情報連携を調整する。

第19条 為替管理機関および代行機関の権限

1. 為替管理機関および代行機関はその権限の範囲内において、カザフスタン共和国国内での居住者および非居住者による為替取引がカザフスタン共和国為替法体系に準拠しているか否かについて、為替取引の監督を行う。

2. 為替管理機関は為替取引に関する報告書の提出手順を定め、為替取引に関連する文書および（または）情報を照会し、発見された違反の解消を要求し、カザフスタン共和国の全ての居住者および非居住者が履行すべき、カザフスタン共和国法に定めるその他の措置を講じることができる。

3. 為替管理代行機関は以下を行うものとする：

1) 顧客の委任によるものも含め、取引を行う際にカザフスタン共和国体系の要求を遵守しているかどうかの検査を行う；

2) 為替取引に係わる会計および報告書の十全性および客観性を保障する；

3) 自らの顧客がカザフスタン共和国為替法体系に違反したという事実を知った際、その事実を、カザフスタン共和国中央銀行、ならびにカザフスタン共和国法に定めるそれぞれの権限に基づきその他の為替管理機関およびカザフスタン共和国司法機関に通告する；

4) 自らが参加した為替取引に関する情報を、カザフスタン共和国為替法体系に定める手順により、為替管理機関に提出する。

（第4項は2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号にしたがって変更された（2020年1月1日施行））

4. 為替管理機関および代行機関はカザフスタン共和国法に基づき、その権限を行使する過程（カザフスタン共和国法為替法体系に基づく、電子形式での情報交換の場合を含む）で知るところとなった商業上の秘密、銀行秘密、およびその他の法律で保護されるべき秘密をカザフスタン共和国法に基づいて守らなければならない。ただし、カザフスタン共和国法に基づき、金融市場・金融機関規制・管理・監査管轄機関に情報を提供する場合はその限りではない。

5. 管轄銀行は、居住者および（または）非居住者がカザフスタン共和国為替法体系に基づいて要求される文書および（または）情報を提出した場合にのみ、為替取引による居住者および（または）非居住者の金銭の支払および（または）送金を行う。

6. 為替管理代行機関は、カザフスタン共和国為替法体系の要求を遵守させるために、本法に基づき、居住者および非居住者が為替取引を行う際に居住者および非居住者に以下を要求することができる：

1) 個人の場合―身分を証明する書類；

2) 外国人および無国籍者の場合―カザフスタン共和国での定住権を確認する書類（それがあつた場合）；

3) 法人および法人ではない団体の場合―この法人および団体の出資者を確認する文書を含む、設立文書およびその他の文書；

4) 為替契約またはその写し（本法に定める場合においては、登録番号付与に関する記録を含む）；

5) 本法に定める場合においては、ライセンス；

6) 為替契約に基づく義務の履行を確認する、またはそうした履行が必要であることの根拠となる文書および（または）情報；

7) 本法第15条に基づき、為替取引に係わる金銭の支払および（または）送金に関する情報。

管轄銀行は、参照のために本項で要求される為替契約およびその他の文書の原本、ならびに外国語で作成された文書のカザフ語訳またはロシア語訳について照会することができる。

7. 為替管理代行機関は実施される為替取引に関係のない文書の提出を要求することはできない。

8. カザフスタン共和国為替法体系に基づいて要求される文書が提出されなかった場合、提出された文書が不正確だった場合、または、カザフスタン共和国為替法体系に定める事項が実行されなかった場合、管轄銀行は為替取引に係わる金銭の支払および（または）送金の実施を拒否することができる。

第20条 為替管理の形態

1. 為替管理機関はカザフスタン共和国法に基づき、検査およびその他の形態で為替管理対象に対する為替管理を実施する。

2. 金融機関に対しては、リスク段階評価に基づく点検、為替管理機関の抜き打ち検査およびその他の形態による監督が行われる。為替取引を行うその他の居住者、ならびにカザフスタン共和国内で為替取引を行う非居住者に対しては、彼らが為替取引に係わる金銭の支払および（または）送金を行った場合に、為替管理機関による為替管理の手順、抜き打ち検査およびその他の形態の監査を実行する。

3. 為替管理機関は、以下によってその他の形態の監査を実施する：

1) 管轄団体の両替所の建物および設備が資格要件に適合していることの検査；

2) 為替管理を適切に実施するための、為替管理代行機関への、履行が義務付けられる依頼状の送付；

3) 顧客がカザフスタン共和国為替法体系の要求に違反した可能性に関して為替管理代行機関から情報が入ったことに伴い、為替管理機関が照会した、為替取引の実施に関連する情報、報告書および文書、ならびにカザフスタン共和国為替法体系の要求に基づいて提出されたその他の情報（報告書）の分析。

4. その他の形態の監査の実施手順には以下が含まれる：

(第1号は、2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号により改定(2020年1月1日施行))

1) 外貨現金との両替取引に対するカザフスタン共和国中央銀行のライセンスおよび（または）その付属書の交付に先立つ許認可検査の枠内において、管轄団体の両替所として使用される建物への立ち入り及び点検、設備が資格要件に適合しているかどうかの検査。立ち入りおよび検査は法人が提出した、外貨現金との両替取引に対するカザフスタン共和国中央銀行のライセンスおよび（または）その付属書の取得申請書に基づいて実施する。この検査の結果に基づいて、外貨現金との両替取引に対するカザフスタン共和国中央銀行のライセンスおよび（または）その付属書を法人に交付するか否かが決定される。

2) 為替管理代行機関への依頼状の送付。照会状の形で、依頼の要旨および履行期限を明記する。為替管理代行機関は依頼状に記載された書式および期限により、照会された情報および文書を提出することによって為替管理機関の書面での依頼事項を履行する。

3) カザフスタン共和国為替法体系に基づくか、または為替管理機関の照会によって提出された情報、報告書、文書が、カザフスタン共和国為替法体系の要求を遵守しているか否か（入手した情報、報告書および文書の適時性、十全性および正確性を含む）についての為替管理機関による分析。

第21条 個々の為替取引による金銭の支払および送金への要求

1. カザフスタン共和国からの金銭の持ち出しを目的とする個々の為替取引による居住者（管轄銀行および外国団体の支店（駐在事務所）を除く）の金銭の支払および送金が管轄銀行によって実施されるのは、金銭の振込人または受取人である居住者が、当該の支払および（または）送金に関する情報を為替管理機関に伝達することを認める許可書を管轄銀行に提出した場合のみとする。

本項に定める許可書は任意の書式で作成される。カザフスタン共和国からの金銭の持ち出しを目的とする為替取引の根拠となる為替契約の枠内での為替取引に係わる全ての支払および（または）送金についての許可書を一通にまとめて提出してもよい。

2. カザフスタン共和国からの金銭の持ち出しを目的とする為替取引には以下の取引が該当する：

1) 非居住者による居住者（管轄銀行を除く）への金銭の供与を想定する金融貸付（非居住者から受け取るべき金銭が、管轄銀行内の居住者の銀行口座に送金されることが為替契約の条件によって定められている場合を除く）；

2) 非居住者に対する金銭返還の要求が居住者（管轄銀行を除く）に発生することを想定する金融貸付（非居住者から受け取るべき金銭が、管轄銀行内の居住者の銀行口座に送金されることについて、しかるべき為替契約の条件によって定められている場合を除く）；

3) 居住者が、自らの関係者ではない非居住者に対して、720日超の期限で、金融貸付の対象物の使用料の支払いなしに金銭を供与するような金融貸付；

4) 輸出取引（為替契約の条件によって、非居住者による輸出代金支払い義務の履行期限として、居住者による義務履行日から720日を超過する期日が定められている場合）；

5) 輸入代金支払取引（しかるべき為替契約の条件によって、非居住者が輸入に係わる義務を履行しなかった場合の非居住者による金銭（前金または全額前払い）の返還義務の履行期限として、居住者による義務履行日から720日を超過する期日が定められている場合）。

本項の前段に定めるケースは、貿易金融またはイスラム金融による取引の枠内で発生する金融貸付、ならびに非居住者がカザフスタン共和国内の自分の支店（駐在事務所）と行う取引およびカザフスタン共和国内の外国団体の支店（駐在事務所）同士間の取引を含まない。

本項においては、以下の者が居住者の関係者とみなされる：

1) 居住者たる法人である株式会社の議決権株式の10%以上（出資者の議決権の10%以上）を保有する者；

2) その（株式会社の）議決権株式の10%以上（出資者の議決権の10%以上）が当該居住者によって保有されているような者；

3) 当該居住者ととも第三者の支配下にある者。

第22条 制限的介入措置、監督対応措置および制裁

1. 為替管理機関は、為替管理対象によるカザフスタン共和国為替法体系違反が発見された場合、カザフスタン共和国法に定める制限的介入措置、管理対応措置および制裁を適用することができる。

(第2項は、2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号により改定(2020年1月1日施行))

2. カザフスタン共和国中央銀行がカザフスタン共和国為替法体系違反を発見した場合には、以下の措置が適用される：

1) 管轄銀行に対しては、カザフスタン共和国行政的違法行為法典に基づく行政罰。さらに発見された違法行為の是正要求が課される；

2) 管轄団体に対しては、カザフスタン共和国行政的違法行為法典に基づく行政罰、カザフスタン共和国法「カザフスタン共和国における銀行および銀行事業について」の規定およびその他のカザフスタン共和国法に基づく管理対応措置および制裁；

3) 本項第1号および第2号に記載されていないその他の居住者、カザフスタン共和国内で為替取引を行う非居住者に対しては、発見された違法行為の是正に関する書面による通告の型式での制限的介入措置、ならびにカザフスタン共和国行政的違法行為法典に基づく行政罰。

(第3項は2019年7月3日付カザフスタン共和国法第262-VI号にしたがって変更された(2020年1月1日施行))

3. 本条第2項第3号に記載された対象は、発見された違法行為の是正に関するカザフスタン共和国中央銀行の書面による通告の内容を、当該通告に記載された期限内に履行しなければならない。

発見された違法行為の是正に関するカザフスタン共和国中央銀行の書面による通告の不履行は、それぞれの権限の範囲内において他の為替管理機関と合同で実施するものを含めて、検査を実施する根拠となる。

(参照：外貨現金との両替取引に対するカザフスタン共和国中央銀行のライセンスに基づき、両替所のみを

第23条 居住者および非居住者の義務

1. カザフスタン共和国で為替取引を行う居住者および非居住者は以下の権利を有する：
 - 1) 為替管理機関が行った検査の結果を知る；
 - 2) カザフスタン共和国法に定める手順により、為替管理機関および代行機関の行動に異議を申し立てる；
 - 3) カザフスタン共和国法に定めるその他の権利を行使する。
2. カザフスタン共和国で為替取引を行う居住者および非居住者は以下の義務を負う：
 - 1) 為替規制・監督機関および為替管理代行機関に対して、本法およびカザフスタン共和国為替法体系に定める要求を履行するために、自らが行う為替取引に関する報告書、情報および文書を提出する；
 - 2) 為替管理機関および代行機関に対して、為替取引実施に関する情報および照会された文書を、為替管理機関の照会状またはカザフスタン共和国中央銀行の法規文書に記載された期限内に提出する；
 - 3) 為替管理機関に対して、同機関による検査およびその他の形式による点検を実施する過程において、またそれらの結果を受けて、釈明書を提出する；
 - 4) 実施した為替取引の会計記帳を行い、報告書を作成し、カザフスタン共和国法に定める期間にわたって報告書を保存する；
 - 5) 発見された違法行為の是正に関する為替管理機関の要求（指示、命令、通告）を履行する；
 - 6) 為替管理機関が点検を実施する過程で、同機関に対して自らの建物、文書および自動化されたデータベースへのアクセスを保障する。

第6章 為替特別体制

第24条 為替特別体制

1. カザフスタン共和国の国際収支の持続可能性、国内為替市場の安定および経済安全保障にとって深刻な脅威が存在し、その状況が他の経済政策措置によって解決できない場合には、為替特別体制が導入される。

為替特別体制は、為替取引の実施に係わる特別な体制であり、カザフスタン共和国の経済安全保障および金融システムの安定への脅威を除去するための条件の創出に向けた為替規制に係わる諸施策を定め、居住者および非居住者による為替資産の利用に係わる取引の実施に対する特定の為替制限措置の導入を可能にするものである。

為替特別体制はカザフスタン共和国中央銀行と関連管轄機関との共同提出に基づいて、カザフスタン共和国政府令によって導入される。

為替特別体制の一環として導入される為替制限は臨時措置であり、非差別的な性格を有しており、それが導入される原因となった状況が解消されるのに応じて、撤廃される。

為替特別体制の一環として導入される制限措置は以下の通りである：

 - 1) 為替取引額に対する利息として定める金額の預金を、利息なしで管轄銀行またはカザフスタン共和国中央銀行での所定の期間にわたって預け入れることを要求する；
 - 2) 為替取引実施に対してカザフスタン共和国中央銀行の特別許可を取得することを要求する；
 - 3) 居住者が受け取る外貨を強制的に売却するよう要求する；
 - 4) 外国銀行の口座利用の制限、外貨での売上金の償還期限、為替取引の金額、件数および決済通貨の制限を設定する。

カザフスタン共和国中央銀行と関連管轄機関との共同提出に基づいて、カザフスタン共和国政府がその他の臨時為替制限措置を導入することもできる。

2. 為替特別体制は、非居住者が居住者との為替契約に係わる義務を為替特別体制が導入される前に履行した結果として発生した、非居住者に対する義務を居住者が履行すること、また、非居住者が預金および有価証券によって得られた配当金、報酬ならびにその他の収入を送金することを制限することはできない。

3. 為替特別体制の導入に関するカザフスタン共和国政府令で定められる許可および通告に対しては、カザフスタン共和国法「許可および通告について」の効力は及ばない。

4. 為替特別体制の導入に関するカザフスタン共和国政府令文書には以下が含まれる：

- 1) 為替資産に係わる取引の実施に対して導入される措置および臨時制限策のリスト；
- 2) 特別許可交付条件を含む、為替特別体制の要求履行手順；
- 3) 為替特別体制導入時期および有効期間；

5. 為替特別体制の有効期間は1年を超えないものとする。

為替特別体制が導入された期間が満了次第、この体制は廃止されたものと見なされる。

カザフスタン共和国政府はカザフスタン共和国中央銀行と関連管轄機関との共同提出に基づいて、本項に定める期間の範囲内で為替特別体制の効力を延長し、または、しかるべき命令文書を公布して、全面的もしくは部分的に、期限前に廃止することができる。

6. 為替特別体制の有効期間中、居住者および非居住者は、為替特別体制導入についてのカザフスタン共和国政府令によって定められた要求を遵守しなければならない。

第7章 最終条項

第25条 カザフスタン共和国為替法体系への違反に対する責任

カザフスタン共和国為替法体系への違反にはカザフスタン共和国法に定める責任が伴う。

第26条 本法の施行手順

1. 本法は、2020年12月16日から施行される第1条第3項第7段を除き、2019年7月1日から施行される。

2. 2005年6月13日付カザフスタン共和国法「為替規制および為替管理について」は失効したと認める（カザフスタン共和国議会公報、2005年No.11、掲載番号38；2007年No.3、掲載番号20；2008年No.23、掲載番号114；2009年No.13-14、掲載番号63；2010年No.15、掲載番号71；2012年No.1、掲載番号6；No.13、掲載番号91；No.21-22、掲載番号124；2014年No.10、掲載番号52；No.21、掲載番号122；No.23、掲載番号143；2015年No.22-I、掲載番号140；No.22-VI、掲載番号159；2016年No.12、掲載番号87；2017年No.14、掲載番号51；No.23-III、掲載番号111）。

カザフスタン共和国大統領

N.ナザルバエフ

アスタナ、アコルダ、2018年7月2日

第167-VI ZRK号